

第 227 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 3 月 26 日（木） 15:00～16:38

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府大臣官房政策立案総括審議官
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 203 号「農業経営統計調査の変更について」
- (2) 諮問第 204 号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 205 号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」
- (4) 諮問第 206 号「経済構造実態調査の変更について」

5 議事録

○津谷委員長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第227回統計委員会を開催いたします。

本日は久我委員が御欠席です。また、富田委員が遅れて御出席との連絡をいただいております。

本日の議事は、次第にありますとおり、4本の諮問を予定しております。また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局の方でウェブ画面上に資料を投影させていただきます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しください。また、御質問される方、

御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

諮問第203号「農業経営統計調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）
政策統括官室の森です。よろしくようお願いいたします。

農林水産省が実施する農業経営統計調査の変更に関する諮問につきまして、御説明いたします。資料は1-1と1-2になりますが、資料1-2の冒頭、諮問文にありますとおり、計画の変更申請がなされたことを受けまして、この承認の適否を判断するに当たり、統計委員会の御意見をお聞きすることが今回の諮問の趣旨です。

説明につきましては、資料の1-1の概要資料で行いますが、具体の説明の前に資料1-2について一言触れておきます。本調査は、10ページ以上ある調査票が約20種類あることもあり、各種新旧対照表に関する資料などを含め、全部そろえますと、今回の申請資料は1,600ページを超えるものとなりました。このため、統計委員会のホームページに掲載する委員会資料としてはこれらをフルセットで掲載いたしますが、今回の審議で直接必要となる調査票はその一部に限られます。そこで、資料1-2の2枚目に付けた、申請資料の目次に記載しましたとおり、本日会場でお配りしている資料としましては、また、ウェブの参加者の方々にお送りした資料につきましては、調査票の変更内容につきまして、米、小麦、牛乳で網羅できるということで、それらに限定しております。そして、説明で利用します現行のA3の米の調査票サンプルを添付して配布しているところです。あらかじめお断わりいたします。

それでは、資料1-1の概要資料に沿って説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、1ページ、農業に関する主な統計調査についてまとめております。農業全般に関する主立った調査を構造、生産流通、経営と大きな切り口で並べておりまして、左側ですが、農業全体の構造として最も中核となるのが農林業センサスであります。こちらは5年周期の調査ですので、それを補う形で、中間年には下の農業構造動態調査が行われています。そして、中央の生産流通の切り口ですが、基幹統計調査として、昨年夏に変更が行われました作物統計調査などが該当します。そして、右の経営ですが、基幹統計調査として、本日諮問いたします農業経営統計調査があり、本調査については2種類に分けられまして、上に書いております営農類型別の経営状況調査と、下の黄色、赤線で囲っております農畜産物別の生産費用に関する調査、略して、生産費調査と説明しますが、この2つで成り立っております。今回、この生産費調査について変更することが計画されております。

それでは、次のページを御覧ください。前回の計画の概要となりますが、右側の緑が生産費調査となります。本調査の目標ですが、米や小麦、牛乳など、農畜産物別に、生産に要した資材、費用などを把握することを目的としています。報告者につきましては、約3,800経営体で、青色の枠が左右にまとまっていますが、これは左の赤の営農類型別経営調査と、

右側の緑の生産費調査に共通しているという意味でこのように書いておりました、※印の2つで特徴を書いております。1つ目といたしまして、調査対象者は、農林業センサスの情報から選定しております。原則5年間固定となっております。2025年農林業センサスの母集団名簿の整備を受けまして、次の令和9年を対象とする調査のタイミングで標本替えが行われる予定となっております。そして、2つ目の※印のところですが、一部の報告者については、この両方の調査について同一の報告者に回答してもらっている状況となっております。次に、生産費調査の調査事項ですが、生産に必要な資材、費用など、事細かに把握するものとなっております。前回の米の調査票のサンプルと一緒に付けており、こちらを見ていただければ分かりますが、非常に膨大な情報を把握するものとなっております。そのため、調査系統と方法ですが、左の営農類型別経営調査につきましては、令和6年調査から民間委託に移行しましたが、今回示します生産費調査につきましては、配布、回収、基本的にはどちらも職員、統計調査員の方で行って、必要に応じて郵送、オンラインで対応するような形となっております。

次のページに移ります。主な利活用について説明します。上が営農類型別統計調査で、下が生産費調査となりまして、下の生産費調査につきましては、個々の品目に着目した生産コストを調べるということで、経営所得安定対策における交付金単価の算定基礎データや、加工原料乳生産者補給金の算定基礎データなど、様々な交付金などの算定基礎データとして使われており、重要な役割を果たしております。

続きまして、次のページに移ります。ここからが個別の変更について説明してまいります。変更事項といたしましては、報告者の選定に関するものが2つ、そして、調査票・調査事項の変更に関するものとなっております。

まず、報告者の選定に関するものですが、4ページのスライドでは、黒丸の1といたしまして、令和9年調査から母集団情報を2020年農林業センサスから2025年農林業センサスに更新しまして、報告者の選定替えを実施いたしますが、その作業として黒丸の2としまして、サンプル選定に関する基礎的な流れや考え方は維持しつつ、母集団情報を変更して目標精度を見直すこととしております。その結果、品目別の報告者数を変更することとなっております。こちらの理由ですが、各品目の母集団の大きさが縮小しまして、報告者の確保が困難になっていることを考慮したとのこと。その結果、下の方に御覧ください。こちらは、調査全体ですが、前回、3,832人、報告者があったものを、今回、3,360人に減少する予定となっております。なお、こちらの資料では合計のみを記載しておりますが、品目ごとに見てみますと、一部報告者が増加している品目もあるなど、品目によって状況が異なっております。

続きまして、次のスライドに移らせていただきます。報告者の選定に関する2つ目の変更ですが、これまでも、何度も説明しておりますが、農業経営統計調査につきましては、営農類型別経営調査と生産費調査の2種類がありまして、この両方の調査を同一の報告者に回答してもらっているケースがあります。これにつきまして、今回、報告者の選定過程において、両調査を兼ねる報告者の選定手順を取りやめることが計画されています。報告者の選定手順ですが、下の図で示しているとおりであり、左から説明しますと、まず、品

目ごとに目標精度に基づいて、日本全体として必要な報告者数を算出します。そして次に、品目ごとの日本全体の報告者数を規模階層別・農業地域別に配分します。そして、規模階層別・農業地域別の報告者数を無作為抽出するという形、そして最後に、別途選出された営農類型別経営調査の報告者と、指標とする属性、具体的には品目や規模別などですが、こちらを比較して、生産費調査の方で出た名簿と、営農類型別経営調査で出た報告者名簿と突き合わせて、同一の属性を有する経営体があれば両調査を兼ねる報告者とするといった手順をたどっております。

このうち、今回の変更で、赤枠の部分を取りやめることとされております。この理由について、上の枠の2つ目のポツに書いておりますが、営農類型別経営調査につきましては、令和6年調査から民間事業者による調査に移行しましたが、両方調査が当たっている報告者については、引き続き職員・調査員で実施しております。そして、両調査に当たっている報告者につきましては、職員や調査員がサポートするとはいえ、負担が大きく、可能な限り負担を軽減することなどが課題になっているということでした。なお、この変更についてですが、変更概要の枠の下のところに、矢印の部分に書いてあります、品目によりましては、地域・経営規模別に分けていくと母集団が小さくなりまして、その結果、今回この手順を取りやめたとしても、重なることは生じざるを得ないだろうと予想されていて、実際にその点はやってみないと分からないということで農林水産省からも説明を受けております。

以上2つが報告者の選定に関する変更です。

続きまして、次のスライドになります。調査票・調査事項の変更について、変更概要を御覧いただければと思いますが、こちらも2つに分けて整理しております。まず、1つ目ですが、黒丸の1で、職員・調査員による聞き取り、つまり他計調査を前提とした調査につきまして、報告者による自計を容易にするための変更が予定されています。例といたしまして、2つ書いてありますが、1つ目の矢羽は、これまで複数の品目であっても同一の調査票を使い回す形として対応していたものがありました。具体的には麦類ということですが、品目といたしまして、小麦や二条麦など全部で4種類に細分化されていますが、これらは一つの調査票を使い回す形で対応しておりました。これを最初から調査票を個別に用意するというので、簡素化するような形で混乱なくできるようにするようになります。そして、2つ目の矢羽ですが、会場の方には、現時点のA3判横の米の調査票サンプルということでお配りしています。今回、A3横で、ツーアップとなっているものを、A4縦に変更しまして、回答欄の構成を変更することで視認性を向上させ、調査票の色合いなども抜本的に見直すことが計画されています。

次のページの方でも図としてまとめておりますが、実際の調査票を見ていただく方が分かりやすいと思います。資料で付けておりますのが、先ほど言いましたA3の米の調査票がありますが、これをA4にします。具体的には、お配りしている申請書類の、例えば、分厚い申請書類がありますが、こちらでいくと、183ページから230ページが新しい米の調査票に変更になっております。194ページ以降に、生産のために使用しました資材の項目ごとに記入を求める部分があり、画面上では分かりづらいですが、実際に印刷したのを見

ると、回答欄や、説明の文字の大きさが格段に大きくされ、見やすくなっております。今回の変更では、単純なページ数の比較で申せば2倍以上になっておりますが、これはA3からA4にすることによるものだけではなく、項目ごとにページを変えることなど、見やすい調査票にするという配慮の結果とも言えるかと思えます。これを全ての品目の調査票で行う予定となっております。

6ページに戻ります。変更概要の黒丸の2の方です。調査事項の見直し、報告者及び調査員の負担を軽減することが予定されております。例といたしまして、こちらも2つ書いておりますが、1つ目の矢羽ですが、必要性の低い調査事項を削除する、そして、2つ目の矢羽といたしまして、プレプリントの拡充が計画されております。1つ目の調査事項の削除ですが、こちらについては具体的に説明したいと思います。こちら、調査事項としましては、作付地の細やかな情報や、労働時間の詳細な情報につきましては引き続き把握する一方で、それと内容的にかぶってくる経営耕地の全体の面積や、就業者の数までは必要ないという判断で、優先順位の低い事項を削除することが予定されております。具体的には最後のページ、8ページの方に図でまとめていますが、今言いました経営面積や、世帯員数、農業就業者数などの調査事項が今回、削除される計画となっております。これにより、報告者の負担軽減が見込まれるという調査変更となっております。

以上が今回の変更内容です。私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○津谷委員長 審査官、御説明ありがとうございました。本件は、産業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議をいただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明について、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。福田委員、お願いたします。

○福田委員 大変な細かい調査について、負担をできるだけ小さくする形で努力されているというのは非常にいいことだと思います。

それで、いろいろな提出方法があって、恐らく一番調査側としてコストが少ないのは政府統計共同利用システムで、オンラインで提出してもらうことだと思いますが、まだ調査員がいろいろと直接行ける段階、そのシステムの使い方を利用者に対して、いろいろな形で御説明して、長い意味でそのシステムを利用してもらえるような工夫というのが望ましいのではないかと個人的には思います。訪問される、または回収するだけじゃなくて、こういうやり方もありますよという形で、最近はどんな家庭でもパソコンなどをお持ちの方も増えていると思いますので、そういうような試みみたいなのも工夫していただくのもいいのではないかと思います。コメントでございます。

○津谷委員長 福田委員からの御意見でございます。農林水産省もしくは政策統括官室、レスポンスがありましたらお願いたします。

○道菅農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長 また詳しくは、産業統計部会で御説明をすることになるかと思っておりますが、まず、現状として、オンラインで、自分で記入をしていただいて出しているというのは、実はこの調査はほとんどないというのが今、実態になっております。なかなか難易度の高い調査ですので、もうほぼ全

て私どもの職員なり、調査員が客体のところに伺って、いろいろ聞き取りをしながら、資料を見せてもらいながら取りまとめているという実態ですので、そういった意味で、調べる側にも、それに対応していただく客体の方にも当然負担がかかりますから、そこを今回、できる限り、例えば調査項目を削れるところはかなり削るとか、調査票を見やすくするかということをやった中で、少しでも自分で書いていただけたところが増えてくれば、また、その調査も楽になりますし、中にはその中でオンラインでという方も出てくればということは、期待としては思っておりますが、実態としては、なかなか自分で書いて送ってというのは、まだまだハードルが高いと思っております。

○津谷委員長 ありがとうございます。福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員 はい。

○津谷委員長 後藤委員からお手が挙がっております。お願いいたします。

○後藤委員 丁寧な御説明をいただき、どうもありがとうございます。一点、質問させていただきます。先ほど御説明いただいた資料1-1のスライド6において、「必要性が低い調査事項を削除する」との御提案がございました。この「必要性」をどの程度の丁寧さで評価なさっているのか、お尋ねしたいと思います。

と申しますのも、御説明にありました通り、本調査は回答の負担が非常に大きいと見受けられますが、私自身、農業政策について不案内なところがありますので、ここまで詳細な調査が必要とされる背景について理解が難しいところがございます。資料1-2の調査票を拝見しても、非常に細かい質問が多く、これほど詳細な情報を収集してどのように活用するのか、疑問に感じる点がございました。

もちろん、どうしても必要な項目も多く含まれているのであろうとは思いますが、精査すれば簡略化可能な項目が相当程度あるのではないかという印象を持っております。こうした観点から、必要性の判断基準についてお考えを伺いたいと考えております。

また、今後部会で検討するとのことですので、活用されていない項目や有効性の低い項目について、十分に精査の上、思い切った見直しを行っていただければと存じます。

なお、私の理解不足による見当違いの点がございましたら恐縮です。何卒よろしく願いいたします。

○津谷委員長 ただ今後藤委員からの御質問と御意見に対して、農林水産省、お答えがございましたか。お願いいたします。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長 率直な御質問いただきましてありがとうございます。この統計、まず、そもそも何のためにこの調査をやっているかというところがお答えになるかと思いますが、農林水産省の施策の中で様々な交付金があります。麦や大豆など、品目ごとの直接支払い交付金というようなものや、あるいは畜産物の関係でも、牛乳、肥育の牛など、それぞれの品目ごとにいろいろな交付金があり、その交付金を支払うときの算定の根拠として、生産費統計で把握した生産費用を用いて算定しているというところがあります。このため、定期的にそういった算定方法も見直したりはしますが、どうしても交付金、直接的なお金に関わる話ですから、当然基となる生産費の方でも正確性はそうですし、継続性ということを求められるところで、ずっとこのような細

かい調査として今までやってきたというのが背景事情です。

ただ、その上で、まさに印象を持たれたとおり、かなり細かいのも事実ですし、それが我々、調査する側にとっても、また調査の対象となる方々にとってもかなりの負担になっているというのは、これはもう事実です。ですので、今回の見直しでは、そこもかなり頑張っただけ減らすという努力をしております。特にその場合に、申しあげました交付金を算定するための生産費、そこを出さないといけないというのが、この調査の本来の目的ですので、様々ある項目のうち、生産費の算定に直接使わないようなところは、もうこれはできる限り削っていいのではないかとか、あるいは個々の生産費を調べるときにも、詳細なところまでは、ここまでは要らないのではないかなど、かなり品目ごとに、その品目の担当、交付金の担当の省内の方とも細かく議論して、ここまではいいだろうというのを積み重ねて、今回かなり削ったという形で持ち出したものがこの案ということです。

○津谷委員長 ありがとうございます。後藤委員、よろしいでしょうか。

○後藤委員 御説明ありがとうございます。農林水産省の交付金を出すために必要な事項に限って調査を実施する方針であるとのこと説明について、理解致しました。調査内容の削減については政策判断に関わる側面があるとのことですから、統計委員会で直接議論できる範囲を超える部分もあるかと存じます。しかし、調査客体の負担軽減の観点から、政策の在り方について一定の見直しをご検討いただく必要がある旨を統計委員会の意見としてお伝えする必要もあり得るのではないかと感じた次第です。

○津谷委員長 そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。農業経営統計調査は、農畜産物の生産コストを詳細に調べ、農業を営む個人や法人における経営状況を包括的に把握するための大変重要な調査です。本調査は、農林業センサスで得られる情報を母集団として報告者を選定し、基本的に5年間同じ経営体の方々に継続して回答をしていただくという、回答者にとってはかなり負担の大きい調査であると思います。

今後、令和9年調査から、母集団情報を2025年農林業センサスに基づいて更新した上で、サンプルの入替えを行うことが予定されております。今回の申請では、本調査のうち、生産費調査について、母集団情報の更新などに伴う報告者数の見直しや、調査票のレイアウトを大きく一新するということが計画されております。生産費調査の調査票の作成に当たっては、生産活動の進捗に沿った大変詳細な情報の整理が必要であると理解しております。このため、これまでも職員や調査員が農家などの報告者をサポートしつつ、状況を詳しくお伺いするという方法を中心に調査が行われてきておりますが、今回予定されている報告者数や調査目標の見直しは、調査情報の利活用と各種の負担軽減とのバランスを取りつつ、調査を継続していくために必要な対応であると思います。

また、先ほどの御説明にもありましたように、申請書類は膨大なものであり、本日配布された資料は必要最小限と思われるものに絞られたということです。部会審議に当たっても、効率的かつ効果的に議論を進める工夫をしていただければと思います。

西郷部会長をはじめ、産業統計部会に所属しておられる委員の皆様、御審議のほど、ど

うぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第204号「経済産業省生産動態統計調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） 政策統括官室、統計審査官室の越と申します。経済産業省生産動態統計調査の変更について、経済産業省から申請がありましたので、これに関しまして、本日諮問させていただくということで御説明をさせていただきます。

それでは、まず、資料2-1を御覧いただければと思います。資料2-1の1ページを開いていただけますでしょうか。まず、調査の概要についてです。調査の目的は我が国の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることです。調査の対象につきましては、本調査の調査品目を生産する事業所等が対象となります。また、調査方法は民間委託となっております、郵送調査とオンライン調査を併用しております。調査事項は調査品目の生産、受入、消費、出荷、在庫等を調査しております。また、本調査は月次調査であり、調査結果は速報、確報、年報と段階的に公表されております。

2ページです。ここでは本調査の利活用状況を記載しております。本調査は鉱工業指数、IIPの作成のための基礎データとして、また、四半期別GDP、それから産業連関表の基礎資料としても用いられるということです。

3ページは今回の変更内容につきまして、それぞれ①、②、③のそれぞれ変更内容について記載してあります。①が調査品目等の見直し、それから②が調査票の統合による大きくくり化、それから③が集計事項の見直しです。以下、説明をさせていただきます。

4ページです。まず、調査品目等の見直しということで、調査票における製品欄の調査品目の見直しについて記載しています。経済産業省は本調査の調査品目等につきまして、直近の鉱工業生産の実態や、それからSNA及び鉱工業指数等における利用状況等を踏まえながら、経済産業省生産動態統計調査における統一基準に基づき見直しを行うということを計画しております。なお、今申しました経済産業省生産動態統計調査における統一基準につきましては、7ページに参考としてまとめています。7ページを御覧になっていただきますと、統一基準について、今回の変更に関係する部分に解説を加えさせていただいております。内容的にはその冒頭に記載されておりますが、統一基準は、経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に対応した調査内容の見直し等を行う際の基準として、平成13年に経済産業省が策定しました。当時の統計審議会において諮問され、適当であるとされました。これ以降、この考え方に即した調査対象品目の見直しにつきましては、諮問を要さない軽微案件として処理されているところです。このような統一基準に基づいて見直しを行うということです。

今回変更する調査品目のうち、新規採用するものですが、こちらの年間出荷額500億円以上の商品のうち未調査のもの、それから、また行政上必要な商品について、業界調査やヒアリング等を経て調査が可能なものを調査品目として採用する予定とのことです。こちらは、4ページの上に新規採用と記載しているところの左側に記載しています。

次に統廃合です。その下ですが、現行の調査品目の中から年間出荷額が100億円未満の商品、また、事業所が少なく、秘匿処理が必要な商品を整理いたしまして、それぞれ上位分類が同一である類似製品などとの統合案、または廃止案を作成し、利活用に支障がないかを確認した上で変更を実施するといったような計画です。それぞれの具体例は、お示しました新規採用の表の右側に品目例として幾つか記載しています。統廃合例についても同様です。例えば新規採用ですと行政上必要な調査品目というように表の上から2つ目に記載していますが、それについては、品目例のところにシリコンウエハという形で記載しており、括弧がその下にありますが、行政上必要だということで、「半導体製造工程の分業化が進んだため」ということを記載しています。このように、それぞれの基準に即して判断をしつつ、業界調査やヒアリングを経て、調査の可能性も精査した上で案を作成しているところです。

続いて5ページです。5ページ、それから6ページも引き続きですが、今申しました製品に係る調査品目の見直しのほかの変更について、記載しています。

まず、5ページですが、染色整理に関してです。染色整理月報の調査票の中で取っている織物、ニット生地の内訳製品である綿織物などの調査品目につきまして、現行では染物の技法別の生産（加工高）内訳、加工賃内訳として把握しています。5ページの左下の現行と記載しているところで、表頭にまとめて生産と書いてあり、そこに4つ内訳があります。これにつきまして、変更後は細かい製品について生産内訳をやめて、全体をまとめた加工高のみを把握し、技法別の加工内訳の把握については、調査品目を統合した「織物」と「ニット生地」の加工高と加工賃に限定するというものです。この変更理由は、現行のとおり細かい製品の加工内訳まで分けると秘匿が多く発生するというので、「織物」と「ニット生地」に統合し、秘匿を解消して結果を表章するという形で考えております。

次に、6ページです。製品に係る調査品目以外の見直しについて、引き続き書いてありますが、まず、②の用途別生産内訳の変更です。現行では、毛織物の一種である紡毛につきまして、例えば男子服用布地や毛布用の布地など、用途別の生産内訳を把握しております。変更案ですが、紡毛ではなく、その上位品目である毛織物という単位でこれらの生産内訳を把握するというような変更を計画しております。これにつきましては理由のところにありますが、出荷額の基準未満の影響は、そ毛と紡毛が毛織物に統合されたことに伴って、紡毛を特掲して把握する必要性が低下したということです。

それから次に、③の受入れ内訳の変更ですが、こちらは電気がまや冷蔵庫などの電気機械器具や、それから楽器、複写機などでこれまで海外から輸入して受け入れている分が把握できるようにということで、受入の内訳を国内、国外に分けておりましたが、現行ではこちらの内訳を使用しておらず、分ける必要性が低下したため内訳を廃止し、受入に一本化することとしました。以下、そのような形で変更内容が記載されております。

7ページは先ほど御紹介いたしました統一基準についての参考であり、8ページへ移らせていただきます。8ページは、調査票の統合、大きくくり化について、説明をさせていただければと思います。まず、本調査につきましては、調査方法として調査票に記入していただくというやり方と、オンライン調査というやり方の両方で行っておりますが、それぞ

れ調査品目別に設計された109種類の調査票で調査を実施しております。現行につきましては、本調査はオンライン化が進んでおり、全体の約9割がオンライン回答をしております。このようなオンライン回答に際して、今申しました調査票、109種類の調査票についてどのように調査というか、報告者が報告をしているかと申しますと、下の3つ目の丸ですが、調査対象者は割り当てられた調査票にオンライン回答をする際に、紙の調査票と同様の形で作られたエクセル調査票を一つ一つダウンロードして、そこに記入をして、記入後のものを送信するという事で、事務負担が増大しております。このようなことから、報告者負担を軽減するために、類似の調査品目について調査票を統合することで調査対象事業所において、有り体に言えば、ダウンロードする調査票の数を減らすことで報告者負担を軽減するという事です。

あわせて、大部分を占めるオンライン調査と書いてあり、9割を占めておりますが、オンライン回答の方法はエクセル調査票をダウンロードして、そこに記入して回答していただくということになっております。そのHTML化を図りまして、調査票の細部について画面遷移をするような形にいたしまして、見やすく入力しやすいような調査環境の構築を計画しております。

次に、9ページです。集計事項の変更についての説明ですが、こちらの内容は集計事項の内容そのものではなくて、調査票が多岐にわたっていることから、集計事項が多いので、現行では業種ごとに、それぞれの調査票でどのような項目を集計しているかについて整理し、お示ししております。これは別表第3として調査計画の一部ですので、今回、調査票を再編、統合をすることに伴って、この別表第3の記載についてもかなり構成を変えたという内容です。そのような意味で、今までの業種ごとの表であると入り練りが結構ありますので、分野という形でまとめて、なるべく分かりやすいように整理することで記載内容を変えたということです。したがって、集計事項については、これをもって内容を変えるということではなく、今回整理した内容に応じて、適切に表の形でまとめられるということです。

続いて、10ページです。今まで御説明しましたのは、今回の変更内容であり、こちらで御説明いたしますのは令和7年8月の前回答申の今後の課題等への対応状況です。本調査は、昨年も諮問をされており、その際に、令和8年1月分からの速報、確報、年報の様式を統一して、集計事項を変更することについて、議論されました。その結果、答申で集計事項の変更は認められましたが、その集計事項の変更に伴いまして、公表内容や集計事項の文言等が変更されるということで、令和7年12月末をめどに利活用ツールファイルの一般提供など、結果の利活用に支障がないように丁寧な対応を行うという課題が付けられました。

これに関しましては、記載のとおりであり、ここに前月比、前年同月比、算出ツールや新旧対応表などそれぞれについて、ホームページに掲載を行っており、その他の情報も適切に掲載したという報告を受けております。また、令和8年2月27日の1月速報公表の際に、前月比、前年同月比、算出ツール及び同ツールの説明書の提供も行っております。

今後の課題の2つ目ですが、留意すべき事項ということで2つあり、一つは、本調査の

利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で見直しの検討を進める、それから調査票の見直しに当たっては報告者負担の軽減に資する観点から報告者の意見、要望を十分に確認するという事です。これに関して、今回の改正案において、報告者負担の軽減に資する観点や、行政ニーズ等の利活用状況を把握するために業界団体との調整を行った、それから省内や内閣府との協議も踏まえて作成したというようなことが挙げられます。また、変更申請に当たり、パブリックコメントを実施し、意見聴取を行いました。以上について、それぞれ記載のとおり対応しましたとのことです。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長 御説明ありがとうございました。本件もまた産業統計部会に付託し、その詳細については、同部会で御審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。福田委員、お願いいたします。

○福田委員 いろいろな努力をされてということで、特にオンライン化を非常に進めていただいているというのはいいことだと思いますし、必ずしもこの統計に限らず、いろいろな工夫されているというのは統計作成にもいろいろな教訓、いろいろな意味でのいい情報をもたらしていただけるのではないかと思いますので、重要なことだと思います。

オンラインが増えてきたということです。調査結果を処理する方の負担も少し減るのではないかと私には、想像します。それによって、すぐには難しいのかもしれませんが、公表時期の早期化がオンラインでどんどん調査が増えたことによってできないのかどうか、特にGDPの速報値を出す上では非常に重要な統計であることは間違いないわけですが、こちらの統計が制約になってGDPの速報値が遅れているわけでも、必ずしもありません。ただ、いろいろな統計がこういうオンライン回答が増えることによってもう少し早く公表できるような先陣を切っていただけると、ほかの統計ももう少し早く速報値を出せるという、日本のGDPの速報値は残念ながら諸外国と比べても少し遅いタイミングで、遅い理由はこちらの統計ではありませんが、そういう意味でいろいろな統計やオンライン調査が進むことで、少なくとも速報値が早期化、公表化というのが進んでいくということは個人的には望ましいことだと考えております。すぐには、なかなか難しいのかもしれませんが、そういうことも含めて、長期的な課題として御検討いただけるとよろしいと思えました。

○津谷委員長 経済産業省、何かレスポンスはございますか。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 御指摘ありがとうございます。オンライン化の進展ということであり、紙の調査票に比べますと、データが自動的にシステムの方に投入されるため、集計作業における作業軽減に実際につながると認識しております。

御要望いただきました公表の早期化に関しまして、御指摘を踏まえ、状況整理させていただきたいと考えております。現実的には、調査票の提出について、オンライン化することにより、早期に提出されるわけではなく、どうしても期限の近い時期のタイミングで、集中する状況となっております。御指摘いただきましたように、すぐに公表の早期化

を実現することは非常に難しいことではないかと、個人的には考えております。御指摘いただきましたようにオンライン化、自動化の推進とともに、そのような長期的な検討は進めてまいりたいと思っております。以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。松村委員、お願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。私も8ページ目のところで1点質問があります。今回、調査票の統合を行い、HTML化を図るということで、報告者にとっても大変負担の軽減になり、ありがたい変更だと思います。この中で、今使っているエクセル調査票ですが、こちらはHTML化を図った際は残るのでしょうか。それとも、なくなってしまうのでしょうかというのが御質問です。

○津谷委員長 経済産業省、ご回答をお願いいたします。

○田村経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 ありがとうございます。現段階での検討の方向性としましては、やはりエクセルとHTMLの併用というのは考えておらず、調査票によりまして、エクセルもしくはHTMLというような形式での御報告をお願いしたいと考えております。

○津谷委員長 松村委員、お願いいたします。

○松村委員 併用というか、エクセルの調査票自体も一応残り、ダウンロードできるということでしょうか。というのは、恐らく回答する側は、1人あるいは1つの係で回答している場合はあまり問題はありますが、複数の部署に各種数値の回答を依頼するときに、紙の調査票、もしくはエクセルの調査票を社内メールなりに添付して、「この部分を埋めてください」という感じで、取りまとめ所管や担当者が回答を依頼するところもあったりするかと思えます。そのときにHTMLだけだとなかなかそれがやりづらくなります。エクセルの調査票にはそういう利用のされ方もあるので、HTML化しても、内部処理用に残していただくとありがたいのではないかと。そういう視点で、ご検討いただければありがたいと思えます。

○津谷委員長 ありがとうございます。部会でも、この点について、御確認をいただくということにさせていただきたいと思えます。

そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。経済産業省が実施する生産動態統計調査は、工業指数やGDPの速報及び確報、また産業連関票などの作成のための基礎データを提供し、そのデータは、景気判断や製造業の経済動向の分析及び経済政策の立案などに用いられる大変重要な基幹統計調査です。

今回の申請では、調査品目の見直し、そして調査票の統合による大きくくり化、さらに集計事項の変更に伴う整理などが計画されているということですが、これによって利活用面への影響はないのか、あるとすればどうなのか。そして、報告者が正しく、また適切に回答することができるのかといった点を中心に、変更内容を丁寧に御確認、御検討いただければと思います。西郷部会長をはじめ、産業統計部会に所属される委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第205号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当）引き続き、統計審査官室の越です。御説明をさせていただきます。

こちら、経済産業省から特定業種石油等消費統計調査の変更についてということで申請を受け、これにつきまして、本日、諮問をさせていただくということです。以下説明をさせていただきます。

資料3-1ですが、2ページを開いていただければと思います。こちらは、調査の目的のところに記載してありますが、第一次石油危機から第二次石油危機にかけて、我が国のエネルギー政策が大きく転換したということを経機にして、本調査を開始しました。いわゆるオイルショックを経機として開始したということで、昭和56年1月から実施しております。調査対象は、製造業の中で特定の生産品目、具体的には、パルプ・紙・板紙、化学工業製品、鉄鋼、それから機械器具等を製造する事業所であり、従業者数が一定規模以上の事業所の全数を対象としており、報告者数につきましては、約1,300です。

調査事項は、先ほど申し上げました生産品目を製造する事業所におきまして、ここに記載しておりますが、燃料に関すること、それから電力、蒸気などに関して、それぞれ受入量や発生回収、生産量、消費量、払出量などを御報告いただくことになっております。

調査系統は、本調査は民間事業所に実査、調査票配布、収集等を委託して実施しております。調査方法は、郵送、オンラインの併用で行っております。また、オンライン調査ですが、回答率は、約9割になっております。調査周期は、毎月調査で調査月の翌月15日までに提出いただいて、翌々月の中旬には月報として結果を公表しております。

次は、3ページです。主な利活用状況です。本調査は、工業におけるエネルギーの消費の動態を把握する調査ですが、近年は地球温暖化対策に係る施策立案等のための基礎資料や総合エネルギー統計を作成するなどのための基礎データとしての利用が大きくなっております。

次は、4ページです。今回の申請内容について、御説明をしたいと思います。まず、調査項目の変更ということで、本調査についてですが、先ほど申し上げましたとおり、製造事業所における燃料、電力、蒸気の種類別に受入量、消費量等の報告をいただくものとなっております。このうち、燃料につきましては、大きく分けて石油系燃料、例えば原油やガソリンなどの重油等、非石油系燃料、石炭、天然ガスなどです。それぞれの消費量等を回答いただくこととしておりますが、今回、この燃料につきまして、第7次エネルギー基本計画において、次世代エネルギーの利活用の促進や数値目標の設定等が掲げられたことを踏まえ、本調査におきましても、非石油系燃料として4ページの上で示しておりますが、水素、アンモニア、合成メタン等、これらの項目を追加する計画です。

今申しました4ページのスライドの下の青枠のところに調査票の一部抜粋が書かれておりますが、例えば一番左、調査票第1、3、6、7、9号について、こちらは抜粋で分かりにくく、資料3-2も併せて御覧になると少し分かりやすいと思いますので、資料3-

2を参照させていただければと思います。資料3-2の10ページを開いていただければと思います。少し読みにくいと思いますが、右下に小さい文字で10ページと書かれています。10ページに記載されている調査票ですが、変更案と変更前と書いてあり、変更案の一番上を見ていただくと、第1号とあります。これは第1号の調査票ということです。ここで追加された部分ですが、調査票を見ていただくと石油系燃料と非石油系燃料とで大きく2つに分かれており、今説明しました非石油系燃料につきまして、今回調査事項を追加するというので、丸付きの数字が右側に書いてあります。③が今例示で挙がっている該当部分の内容です。合成メタン、水素、アンモニアとありますが、これらが追加されるということです。このような形で、資料が膨大になってしまいかえって分かりにくいので抜粋させていただきましたが、資料3-2で、調査票がそのまま掲載されておりますので、変更内容を確認する際は、資料3-1に記載しております資料3-2の該当ページを、参照させていただければと思います。

次は、5ページです。こちらは、調査票第2号の部門別消費内訳の下記生産部門に次世代エネルギーとされるアンモニア、アンモニア誘導品、水素、合成メタンを追加しております。これも同じく調査票の抜粋があります。この図も調査票の一部分なので、先ほど見ていただいた資料3-2の14ページを御覧いただければと思います。先ほどと同じく変更案と変更前で分かれており、この調査票は第4号ということで内容を見ていただくと、表頭のところに③とあり、③の下に赤字で記載してあります。こちらは、「発生・回収又は精算」を示しております。この部分が追加です。それから一番右、こちらが月末在庫です。このような内容について変更したいということです。以上が今回の変更内容です

次は、6ページです。これまでe-Stat及び印刷物で調査結果を公表してきたところですが、このうち、印刷物による公表を廃止させていただくといった内容になります。変更の理由ですが、下の青い囲みのところを見ていただくと、利活用者は専ら現在、インターネットで調査結果を閲覧しているという状況だということで、印刷物を送っている主な送り先、図書館、県庁、経済産業局、地方の経済産業局等に、確認したところ、印刷物を廃止しても問題ないという回答を得ているということで、印刷物による公表を廃止することとしています。

次は、7ページです。前回答申は、平成27年に行われましたが、27年3月時の今後の課題への対応状況ということで記載させていただいております。こちらの本調査ですが、前回答申については、今申しましたように平成27年2月に統計委員会に諮問させていただき、3月に答申をいただいております。その際、統計委員会、それから部会での審議を踏まえて、今後の課題が答申の中に盛り込まれており、調査実施者において検討するよう御指摘をいただいております。内容は、公的統計の整備に関する施策の推進を図るために、おおむね5年ごとに作成しております公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画があり、その第Ⅱ期基本計画について、平成26年3月に閣議決定されておりましたが、前回の答申は平成27年ですので、第Ⅱ期基本計画からおおむね1年が経過した段階で、この調査の審議が行われたということになります。

基本計画に記載されている内容について、その進捗状況と合わせて当時、審議したとい

う経緯があったところ、その審議の結果、今後の課題といたしまして、第Ⅱ期基本計画において、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行って、基幹統計の範囲について検討して、平成29年末までに結論を得ることが求められており、平成27年の諮問時には、調査実施者において、今申しましたように、これについて検討が進められているということでした。その検討を十分に行った上で必要に応じて本調査の調査計画の見直しを行うことが課題として付されていたということです。当時の状況を反映した形の課題で、今から考えると少し課題としては分かりにくい内容になっておりますが、そのような経緯があります。

その後の状況ですが、第Ⅲ期基本計画の作成に向けた検討が平成29年に統計委員会のワーキングで行われており、その際、今申しました本調査の課題を含む検討の進捗状況の確認が行われたことで、その結果、エネルギーに関する統計のうち、一般統計調査であるエネルギー消費統計調査につきまして、調査の改善に向けた取組が進められていることで、その検証を行った上で、引き続き統計の体系的整備の促進を図ることが平成30年の4月から始まる第Ⅲ期基本計画に盛り込まれました。それが7ページ目の資料の真ん中に書かれている経緯です。

現在の状況は、そこに書かれているとおりですが、エネルギー消費統計検討会や有識者へのヒアリングを実施した結果、エネルギー消費統計の時系列安定化やデータ精緻化の取組について引き続き検証が必要とされたところです。現行の第Ⅳ期基本計画においても、将来的な基幹統計化も含めて、エネルギー消費統計の時系列の安定化や、それからデータの精緻化等の取組を不断に進めることとされており、こうした取組の進捗を踏まえつつ、今後、本調査とエネルギー消費統計調査との関係整理が必要となる場合には、本調査の見直しも含めて検討したいということが現在の状況です。

以上、前回答申の今後の課題への対応状況の御説明も含め、私の説明は以上です。

○津谷委員長 御説明ありがとうございました。本件もまた、産業統計部会に付託し、詳細については、同部会で御審議をいただくこととなります。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言コメントしたいと思います。経済産業省が実施する特定業種石油等消費統計調査は、省エネ対策や地球温暖化対策に係る施策立案等に利用される重要な基幹統計調査です。今回の申請では、二酸化炭素の排出を抑制する次世代エネルギーの消費量を把握するための調査事項など、大変重要な変更が計画されております。この変更を経て、報告者が正確に回答することが可能なのか、丁寧に御確認と御検討をお願いできればと思います。

西郷部会長をはじめ、同部会に所属の委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、計3つの案件が産業統計部会に付託されました。本年4月以降、同部会で多くの審議が並行して行われるということが見込まれます。このため、円滑で効率的な部会審議が可能となるよう、特に事務局や調査実施者におかれましては、十分な準備、そして綿

密な対応をお願いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第206号「経済構造実態調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当）引き続きまして、統計審査官室の越です。こちらの説明も私からさせていただきます。経済構造実態調査の変更について、このたび申請を受けまして、これに関しまして、本日諮問させていただくということで御説明をさせていただきます。

経済構造実態調査は、総務省と経済産業省所管の共管で行われる基幹統計調査であり、経済センサス-活動調査の実施年を除いて毎年実施されております。今回の調査は、令和9年に実施される予定であり、今回の変更では、主に調査事項、それから調査票の配布対象を変更する予定です。このような内容につきまして、以下、資料の4-1に従って説明していきます。

1 ページを開いていただけますでしょうか。まず、調査の概要についてです。調査の目的は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することとしております。調査の対象につきましては、本調査では、調査対象とある囲み部分に括弧で2つありますが、産業横断調査と、製造業事業所調査の2つに分かれております。産業横断調査は、日本標準産業分類の各分類で売上高の上位順に並べて、各分類の売上高の総額の8割を達成する範囲に含まれる企業が調査の対象となります。また、製造業事業所調査は、同じく日本標準産業分類の大分類Eの製造業に属する事業所を各分類の売上高順に並べて、売上高総額9割を達成する範囲に含まれる事業所が対象になります。

調査方法ですが、郵送調査とオンライン調査を併用しており、本調査では、オンライン調査を推進しているということです。調査事項は、主に企業、それから事業所の事業内容、資本金、売上高や費用などの経理項目を調査するというような内容になっております。

2 ページは、利活用状況についてです。本調査は国民経済計算や産業連関表の基礎資料として用いられるほか、事業所母集団データベースの更新情報としても活用されております。

3 ページです。こちらは冒頭に御説明しましたが、経済センサス-活動調査の実施年を除いて、現在、経済構造実態調査は実施されておりますが、過去の変遷から様々な調査を統合し、作られているということを表した説明資料です。経済センサス-活動調査の中間年において、産業横断的な経済構造の年次変化を捉えるために、経済構造実態調査が創設されたというような背景について説明しています。

4 ページです。以下は、経済構造実態調査の調査票ですが、こちらは幾つか種類があり、少し説明を要する内容ですので、参考として資料を作成しております。まず、経済構造実態調査は、産業横断調査と、それから製造業事業所調査の2つに分かれるということで説明しましたが、そのうちの産業横断調査についてですが、こちらについては右側に四角のエリアがあり、それがだんだん小さくなるように3つのエリアに区切られており、内訳の

ような形になっておりますが、第1面として一番大きな枠のところにあるのが産業横断調査Aです。それから第2面と書いてありますが、産業横断調査Bと、それから第3面として産業横断調査Cになります。この3つの種類が産業横断調査の調査票です。

調査票Aは、企業の売上げや費用といった付加価値構造を把握するための調査事項となっております。今申しました黒いところ、帯のところに記載されていますが、売上高上位80%の約27万企業が対象となっております。調査票Bにつきましては、投入構造に関する統計の整備を目的として、事業別の費用について把握しております。第1面の対象の内容よりも更に詳しく、投入構造について聞くというような内容になっており、対象も売上高上位50%企業ということで、約3万企業を対象としております。一番小さなところですが、産業横断調査Cで、地域別統計を作成する観点から、大規模な企業の本社事業所を含む全ての傘下事業所に関する売上高等を把握しております。これにつきましては、約5,000企業を対象に調査を行っております。

次の5ページの方に移らせていただきます。併せて6ページですが、こちらにつきましては、本調査の推計方法について記載しております。調査の対象として、先ほどの4ページに説明がありましたように、対象は、売上高上位80%企業ということです。それ以外の部分について、どのように把握しているかということですが、調査の対象となっていない売上高一定規模以下の法人企業については、基準年の経済センサス - 活動調査の結果をベンチマークとして、伸び率を基に推計しております。推計方法は、5ページの右上のところのオレンジの枠の中に記載しており、調査対象としては左上のところですが、左下のところの非調査対象については推計を行っております。それからまた、個人経営企業につきましては、その隣のところに非調査対象とありますが、こちらは名簿作成時点の個人経営企業の売上高を個票単位でそのまま活用し、併せて全体を集計できるようにしております。

6ページですが、今の説明の内容とほぼ同様であり、法人企業の傘下事業所につきましては、同じように調査対象の部分と調査対象以外の部分で、調査対象以外の部分については、推計を行っている、推計方法は6ページの右上に書いてあります。個人経営企業につきましても同様に、この場合は右下の赤枠ですが、名簿作成時点の個人経営企業の傘下事業所の売上高を個票単位でそのまま活用しております。以上、推計方法も含めて説明させていただきました。

7ページ以降は、具体的な変更内容を記載しています。報告者数の変更については、最新の事業所母集団データベースを用いて、報告者数の見直しを行っております。それから調査方法は、調査計画の記載ぶりを変えており、調査方法自体は変えておりません。現行の内容につきましては、調査票を配布して回収すると、紙の調査票を配布して回収することを原則とした書きぶりになっております。変更案は、オンライン回答することを原則として記載させていただいております。調査方法は変わりませんが、記載ぶりを変えております。

8ページは、調査事項の変更内容を記載しております。以下、9ページ以降に変更内容のそれぞれの解説を記載していますが、8ページは、その見取図を書いています。先ほど御説明しましたように、産業横断調査票は、調査票A、B、Cと分かれており、製造業事

業所調査票は、下の長細い囲みに記載しています。それぞれ変更内容が記載されています。

9 ページは、今申しました変更内容について、若干の解説を付けております。以降、調査票Aについて、それからBについて、Cについてということで解説をさせていただきます。

上に記載している緑の枠部分は、産業横断調査票Aについての解説をさせていただきます。これまでの説明でも一部触れさせていただきましたが、産業横断調査票Aは、我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年安定的かつ早期に把握し、公表するために調査事項を設定しているというものです。配布対象は、売上高上位の80%の企業です。2つ目の丸は、中間年における経済構造統計の作成のため、調査票Aで得られた情報を基に、基準年である経済センサス-活動調査の結果を用いて、本調査対象外企業を推計し、産業横断的な付加価値等を推計するとしております。

調査票については、以下のように変更したいということで、大きく分けると、下の四角が2つあります。1つ目ですが、経済センサス-活動調査を確報値として推計に使用しており、令和8年活動調査と調査項目や調査品目が整合するように調査事項を変更することとし、以下の○で記載している内容を変更するというものです。2つ目は、SNA年次推計上のニーズや、報告者負担の軽減を踏まえた変更ということで、変更内容を記載しております。

10ページの調査票Bにつきましては、投入構造に関する統計の整備を目的として、企業全体の値ではなく、企業の主業における詳細な費用内訳を業種別に調査する設計としており、配布対象は売上高上位の50%企業になります。このような調査事項について、今申しましたように、SNAの年次推計上のニーズや報告者負担軽減を踏まえた内容ということで、変更についてもそれに応じたものになっております。下の方に追加、分割と書かれておりますが、それぞれ今申しましたような理由を基に、今回計画案を策定しております。

11ページですが、引き続き調査票Bに関するものです。もともと調査票Bについては、必要のないデータはなるべく取らないということで、調査対象も絞ってきたわけですが、2つ目の丸にありますように、絞ってきた部分で、さらにほかの統計データの整備状況とかSNAの年次推計における利活用状況とか報告者負担軽減などを考慮した結果、Bの右側の枠内に書かれている産業については、調査対象外にするという内容が変更になります。

産業横断調査票Cは、事業所単位の売上高を調べているものです。配布対象は、結果の精度に大きな影響力を持つ約5,000企業です。12ページの変更内容のところに書いてありますが、例えば、変更前は、左側の枠内にあるように、売上高が1,000億円以上という大きな企業ですが、500億円以上の企業に変更するというものです。いずれにしろ大きい企業について調べているものです。この変更は、12ページの上の囲みになりますが、経済的に影響がある企業をよりの確に把握するとともに、継続的に調査対象とするため、選定条件を以下のとおり変更するとしております。左側の基準だと、5,000企業より少し少なくなってしまうということで、それを今回の計画では、黒丸②にあるような形で少し対象を増やした上で、約5,000企業をあらかじめ指定して、原則5年間は固定するというものです。

それから、製造業事業所調査票につきましては、製造業の付加価値等の構造を明らかに

し、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計の作成を目的として調査項目を設定しております。こちらは製造業に属する事業所のうち、各産業分類の売上高に占める上位90%の事業所が対象になっております。これにつきましても、経済センサス-活動調査の中間年の調査としてやっておりますので、それと併せて整合するように変更する内容が主です。

13ページです。調査の実施期間に関する変更について説明をさせていただきます。まず、変更前の調査の実施期間は、5月中旬から6月下旬となっておりますが、これまでの回収状況を踏まえると、6月末までの回答が難しい企業が存在するというので、状況を踏まえて7月中旬まで延ばすという変更です。

それから集計事項につきましては、今まで申しましたように、調査事項の見直しが幾つかありますので、その見直しに伴い、変更するというものです。2つ目の四角ですが、本調査の対象となっていない推計層の企業、事業所の推計です。事業所・企業照会とありますが、これは事業所母集団データベースを作成するために法人企業に対して統計法に基づいて照会するものであり、それにより把握した売上高のデータを活用するというものです。以上が変更内容です。

14ページは、前回答申の今後の課題、それから公的統計基本計画の対応状況です。今後の課題につきましては、令和5年の答申で支払利息について経済センサス-活動調査の状況等を見つつ、見直しを行うとされておりましたが、今回の令和8年活動調査では、利活用の要望がなかったということで、支払利息を把握しないこととしております。

続いて、第IV期基本計画では、本調査とサービス産業・非営利団体等調査の費用項目の整合性を向上させるという課題が記載されており、これについては、内閣府からSNA年次推計に関する要望を踏まえ、サービス産業・非営利団体等調査の調査事項との整合性を図ることを予定しております。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長 御説明ありがとうございました。本件はサービス統計企業統計部会に付託し、詳細については、同部会で御審議をいただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言コメントしたいと思います。この経済構造実態調査は、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計の作成、そして国民経済計算や産業連関表などの作成に用いられます。さらに、事業所母集団データベースの公式情報としても用いられる大変重要な基幹統計調査です。

今回の申請では、国民経済計算の年次推計の精度向上のため、令和8年経済センサス-活動調査の調査内容を踏まえて、様々な調査事項の変更などが計画されているということです。部会審議では、調査事項の追加に伴う報告者負担軽減のための方策、そして調査事項の削除等に伴う利活用への影響といったような点について、御確認と御検討をお願いできればと思います。菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

本日用意いたしました議題は以上となります。なお、本日、国が実施する統計調査に関する提案募集について、総務省政策統括官室から参考資料2のとおり、報告がございました。本件は、国の統計調査について、報告者負担に配慮した改善を図るために、広く国民や企業などから提案を募集するものとして、平成30年3月に開始された取組です。統計法施行状況報告においても、進捗状況をご報告いただいているところですが、今回は今までの提案への対応状況について、第3回目となるフォローアップを実施したということです。配布されている参考資料2には、今回のフォローアップの結果に加えて、前回のフォローアップの結果や令和4年度以降に公表した提案内容についても記載されております。本資料について、何か御質問や御意見がありましたら、事務局宛てにメールにて御連絡いただければと思います。

本日の議事録は、委員各位に御確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開する形に変えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○**谷本総務省統計委員会担当室長** 事務局です。本日の御審議ありがとうございました。次回の委員会の日程については調整中ですので、また、別途御連絡を申し上げます。

事務局から以上です。

○**津谷委員長** 以上をもちまして、第227回統計委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。